

少年の非行対策に関する
政策評価書
(要旨)

平成 19 年 1 月

総務省

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、「青少年育成施策大綱」（平成15年12月9日青少年育成推進本部決定）等で総合的かつ効果的に取り組むこととされている国の行政機関の政策である少年の非行対策（注）である。

（注） 少年の非行対策の対象となる非行少年とは、少年法（昭和23年法律第168号）に規定されている次の①から③までの総称である。ただし、少年の非行対策には、深夜はいかい・喫煙・飲酒等の不良行為、いじめ・校内暴力等の問題行動など、非行の前兆や誘因となるものとみなされる行為などを行う少年を対象とする施策も含まれる。

① 犯罪少年（14歳以上20歳未満の刑法犯少年及び特別法犯少年）

② 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）

③ ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、文部科学担当）

平成17年4月から19年1月まで

（実地調査担当部局）

管区行政評価局：全局（北海道（函館行政評価分室、釧路行政評価分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所：16事務所（岩手、山形、茨城、千葉、新潟、山梨、石川、三重、福井、京都、奈良、和歌山、鳥取、徳島、大分、宮崎）

（実地調査期間）

平成17年8月から11月まで

3 評価の観点

関係行政機関による少年の非行対策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行った。

4 政策効果の把握の手法

- ① 少年人口1,000人当たり（以下「人口比」という。）の検挙・補導人員の増減により、少年非行の全国的な動向と調査対象26都道府県における動向を把握・分析
- ② 少年の非行対策に関する国の行政コストを把握・整理
- ③ 少年の非行対策に携わる関係行政機関等の実務者（注）1万人に対するアンケート

ート調査の結果により、行政が力を入れるべき対策の重要度と実現度、関係行政機関の連携状況に関する意見等を把握・分析（アンケート調査の回収率は約77%（パーセント））

（注）実務者とは、国（保護観察所、少年院、地方厚生局等）、都道府県（青少年育成担当課、教育委員会、都道府県警察、児童相談所、高等学校等）、市町村（青少年育成担当課、教育委員会、小学校・中学校、少年補導センター等）等で少年の非行対策に携わっている者をいう。

- ④ 少年の非行対策について、調査対象26都道府県において効果を上げている事例を把握・分析
- ⑤ 関係5府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省。以下同じ。）の少年の非行対策に係る施策について、個別施策ごとに、あるいは、複数の施策の固まりごとに、効果的に実施されるものとなっているか否かを明らかにするため、施策等の目的・目標の設定状況、その達成状況を測るための関係指標の設定状況及び関係指標の動向に基づいたフォローアップの実施状況を把握・分析

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- (1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たって、以下のとおり、当省の政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成17年3月30日（水） 政策評価計画
- ② 平成18年7月18日（火） 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公表している（<http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukaiinkai.htm>）。

- (2) 「少年の非行対策に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成17年6月に発足させ、効果の発現状況の把握方法、把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、政策評価書の取りまとめに当たっての意見等を得た（3回開催）。

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した調査の結果のほか、主として以下の資料を使用した。

- ① 内閣府の「青少年白書」、世論調査及び政策評価書

- ② 警察庁の「少年の補導及び保護の概況」、「犯罪統計書」、「薬物・銃器情勢」及び政策評価書
- ③ 総務省の「人口推計年報」及び「労働力調査年報」
- ④ 法務省の「犯罪白書」及び政策評価書
- ⑤ 文部科学省の「学校基本調査報告書」、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」及び政策評価書
- ⑥ 厚生労働省の「職業安定業務統計」及び政策評価書
- ⑦ 最高裁判所の「司法統計」
- ⑧ 東京都の「万引被害実態調査」
- ⑨ (財)社会安全研究財団の「全国万引実態調査」
- ⑩ 特定非営利法人全国万引犯罪防止機構の「万引に関する全国青少年意識調査」

第2 政策効果の把握の結果等

1 政策効果の発現状況

少年の非行対策については、関係施策が多岐にわたり、施策が総合的かつ横断的に推進されて効果を発現しているか否かを的確に把握・分析することは容易ではない。このため、今回の評価に当たり、施策の対象や目的に着目した施策の固まりとして、当省で6施策群（①不良行為少年への対応、②いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策、③初発型非行の防止対策、④薬物乱用防止対策、⑤再非行（再犯）の防止対策、⑥サポートチームによる連携）に整理し、このうち、施策群全体として効果を発現しているかどうかを推測できるまでの定量的な把握・分析を行うことができなかった「サポートチームによる連携」を除く5施策群について、少年の非行対策に関する政策効果の発現状況を把握・分析した。

本評価においては、①非行少年等の実人数を正確に把握することができないこと、②社会経済環境の変化（外部要因）の影響度合いを測定できないことなどの制約がある中で、把握可能で、非行少年の増減の傾向を示すものに最も近いと考えられる少年の検挙・補導人員（人口比）等を、政策効果を表す指標として使用することとし、施策群ごとに設定した指標について、平成12年を基準に、17年までの変動の状況を把握した。比較の結果、全国の数値が減少し、13年から17年までの期間を通じて12年の水準よりも低く、それが特定の都道府県の減少によるものではないと認められる場合は、一定の効果を発現していると推測できると判断し、逆に、全国の数値が増加又は同水準であり、13年から17年までの期間を通じて12年の水準より高く、それが特定の都道府県の増加によるものではないと認められる場合は、全体としては効果を発現していると推測できる状況にはないと判断することとした。

(1) 不良行為少年への対応

（効果の発現状況を把握するための指標の設定）

不良行為少年への対応（施策群）については、不良行為少年を減少させ、非行少年を減少させるという当該施策群の共通的な目的に着目し、実施効果の実態（傾向）を表すのに最も近い指標として、刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員及び不良行為少年の補導人員を設定した。

（効果発現の状況）

不良行為少年への対応の政策効果の発現状況については、全国及び調査対象都道府県における指標の平成12年と17年の比較によると、刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員（人口比）が、全国値でほぼ同水準にあるが、13

年から17年までの期間を通じて12年よりも高い水準で推移しており、調査対象26都道府県のうち12都道府県（約46%）で増加していることから、現時点においては、総じて、地域によっては効果を発現しつつあると推測されるところもあるが、国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない。

ただし、平成12年から17年までの期間における刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員（人口比）の動向をみると、15年をピークとして16年、17年と連続して減少しており、12年とほぼ同水準にまで改善してきていることから、不良行為少年の非行化については、当該期間の後半には、改善の兆しが表れていると推測できる状況となっている。

また、もう一つの指標である不良行為少年の補導人員（人口比）は、平成12年と17年の比較において増加しているが、この増加は、街頭補導活動が積極的に実施された結果ともみられ、不良行為少年が増加しているか否かを一概に判断することはできず、現時点においては、国全体としては効果を発現しているかどうか確認できない。

（効果を発現させるための施策実施上の主な課題）

不良行為少年への対応については、

- ① 不良行為少年の補導人員（人口比）の水準が依然として高く、態様別にみると深夜はいかいの割合が高いこと（平成17年の不良行為少年の補導人員のうち、「深夜はいかい」の割合が約49%）、
- ② 当省のアンケート調査結果において、実務者は、少年非行防止のために、就労支援、居場所づくり等が重要であると認識しているが、それらの対策があまり実現できていないと認識していること（就労支援、居場所づくり等が重要としている者がいずれも90%前後いるが、「よく出来ている」又は「大体出来ている」と回答した者は、いずれも10%未満）、
- ③ 居場所づくりの状況に係る当省の調査結果において、不良行為少年に対する居場所づくり活動を行っている地域が多くないこと（調査対象26都道府県中9都道府県で実施）

などから、特に、少年の不良化を予防し、不良行為少年から立ち直らせるための対応として、スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供など少年の居場所の確保などにより、逸脱行為・不良行為までの段階において的確に対応し、非行少年に転落させないことが、効果を発現させるための施策実施上の主な課題であると考えられる。

(2) いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策

(効果の発現状況を把握するための指標の設定)

いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策(施策群)については、いじめ・校内暴力を減少させ、非行少年を減少させるという当該施策群の共通的な目的に着目し、実施効果の実態(傾向)を表すのに最も近い指標として、いじめに起因する事件の検挙・補導人員及び校内暴力事件の検挙・補導人員を設定した。

(効果発現の状況)

いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策については、全国における指標の平成12年と17年の比較によると、いじめに起因する事件の検挙・補導人員及び校内暴力事件の検挙・補導人員(いずれも児童生徒数比)が、いずれも減少し、13年から17年までの期間を通じて12年よりも低い水準で推移していることから、国全体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にある。

ただし、平成12年から17年までの期間中におけるいじめに起因する事件の検挙・補導人員及び校内暴力事件の検挙・補導人員(いずれも児童生徒数比)の動向をみると、14年、15年を底として16年、17年と連続して増加しており、特に、17年の校内暴力事件の検挙・補導人員は、12年の水準に近いところまで戻ってきていることから、今後の動向に留意することが必要であり、また、昨今の一連のいじめによる自殺事件等を踏まえると、いじめの問題への取組の一層の推進が強く求められる状況にあると考えられる。

(更に効果を発現させるための施策実施上の主な課題)

いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策については、

- ① 指標の小中高生別等の比較において、いじめに起因する事件の検挙・補導人員及び校内暴力事件の検挙・補導人員は、中学生が大半を占めること(平成17年のいじめに起因する事件の検挙・補導人員のうち中学生の割合が約74%、校内暴力事件の検挙・補導人員のうち中学生の割合が約91%)、また、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、公立学校におけるいじめの発生件数及び暴力行為の加害児童生徒数は、特に中学1年生になる段階で急増すること、
- ② 文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、公立学校におけるいじめの発見のきっかけについては、児童生徒及び保護者からの情報が3分の2以上を占めており、また、いじめの問題への対応については、全校的な実態調査の実施、保護者との協議の場の設定な

どの取組を行っている学校が多いとはいえないこと、

- ③ 当省のアンケート調査結果において、実務者は、非行防止のために学校のとるべき対応として、個々の児童生徒やその家庭への対応が必要との認識が高いこと（児童生徒の非行を防止するための学校の対応についての質問に対し、「児童生徒一人一人を理解するように努める」と回答した者が約68%と最多、次いで「家庭への連絡を密にする」が約66%）

などから、i) いじめや暴力行為が多発する中学校の段階、特に中学1年生になる段階における対応、ii) 全校的ないじめの把握、学校と家庭・地域との連携の一層の推進が、更に効果を発現させるための施策実施上の主な課題であると考えられる。

(3) 初発型非行の防止対策

(効果の発現状況を把握するための指標の設定)

初発型非行の防止対策（施策群）については、初発型非行少年を減少させるという当該施策群の共通的な目的に着目し、実施効果の実態（傾向）を表すのに最も近い指標として、初発型非行少年の検挙・補導人員を設定した。

(効果発現の状況)

初発型非行の防止対策については、全国及び調査対象都道府県における指標の平成12年と17年の比較によると、初発型非行少年の検挙・補導人員（人口比）が全国値で増加しており、かつ、初発型非行少年の検挙人員（人口比）が調査対象26都道府県のうち約65%で増加していることから、現時点において、地域によっては効果を発現しつつあると推測されるところもあるが、国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない。

ただし、平成12年から17年までの期間中における初発型非行少年の検挙・補導人員（人口比）の動向をみると、15年をピークとして16年、17年と連続して減少しており、12年の水準より高いものの、13年と同水準まで改善してきていることから、今後の指標数値の推移によっては、改善の兆しが表れていると推測できる状況となっている。

(効果を発現させるための施策実施上の主な課題)

初発型非行の防止対策については、

- ① 指標の学職別等の比較において、初発型非行少年の検挙・補導人員は、小学生、中学生、高校生と高学年になるに従って増加しており、中学生と高校

生の割合が高いこと（平成17年の初発型非行少年の検挙・補導人員のうち小学生、中学生、高校生の割合は、それぞれ約3%、約35%、約41%）、

- ② 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構等のアンケート調査結果において、小学生、中学生、高校生と高学年になるに従って規範意識が薄れていること（万引き犯罪に対する認識として、「絶対にやってはいけないこと」と回答した者は、小学生が約95%、中学生が約83%、高校生が約81%と高学年になるに従って低下）、
- ③ 店舗の防犯対策の実施状況に係る東京都の調査結果において、店員への防犯教育の導入は進んでいるものの、防犯機器等の導入は必ずしも進んでおらず、万引き等をさせにくい環境づくりが必要であること（店舗の防犯対策として、「店員への防犯教育」の導入割合は約87%と高いが、「防犯ゲートの設置」（約63%）、「監視カメラの設置」（約61%）、「防犯ミラーの設置」（約53%）などの防犯機器等の導入の割合は高くない。）

などから、i) 初発型非行少年の多数を占める中学生、高校生のそれぞれの段階において、警察、店舗等の協力を得て、万引き等の初発型非行が犯罪であるとの認識を深めさせ、それらの行為を思いとどまるという規範意識を身に付けさせること、ii) 店舗の防犯対策など万引き等をさせにくい環境づくりを的確に推進することが、効果を発現させるための施策実施上の主な課題であると考えられる。

(4) 薬物乱用防止対策

(効果の発現状況を把握するための指標の設定)

薬物乱用防止対策（施策群）については、薬物乱用少年を減少させるという当該施策群の共通的な目的に着目し、実施効果の実態（傾向）を表すのに最も近い指標として、薬物乱用少年の検挙・補導人員（覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、毒物及び劇物取締法違反）を設定した。

(効果発現の状況)

薬物乱用防止対策については、全国及び調査対象都道府県における指標の平成12年と17年の比較によると、薬物乱用少年の検挙・補導人員（人口比）が全国値で毎年連続して減少しており、かつ、薬物乱用少年の検挙人員（人口比）が調査対象26都道府県すべてで減少していることから、現時点において、国全

体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にある。

(更に効果を発現させるための施策実施上の主な課題)

薬物乱用防止対策については、

- ① 指標の法令別の比較において、大麻取締法違反と麻薬及び向精神薬取締法違反が増加していること（平成17年の薬物乱用少年の検挙・補導人員のうち大麻取締法違反と麻薬及び向精神薬取締法違反の構成比は、それぞれ約8%、約3%であるが、人口比で平成12年と17年を比較すると、大麻取締法違反は75%増（1.75倍）、麻薬及び向精神薬取締法違反は800%増（9倍））、
- ② 内閣府の世論調査等において、インターネットや携帯電話による密売により、青少年でも薬物を入手しやすくなっている状況がうかがわれること（「青少年の薬物乱用増加の原因や理由はどこにあるか」との質問に対し、「インターネットや携帯電話による密売により青少年でも入手しやすくなっている」と回答した者が約72%と最多）

などから、増加傾向にある大麻やMDMA（注）等錠剤型合成麻薬の乱用防止が、更に効果を発現させるための施策実施上の主な課題であると考えられる。

（注） 「MDMA」とは、Methylenedioxymethamphetamine（メチレンジオキシメタンフェタミン）の略名であり、興奮作用と幻覚作用を併せ持つ錠剤型の合成麻薬で、別名「エクスタシー」と呼ばれる。

(5) 再非行（再犯）の防止対策

(効果の発現状況を把握するための指標の設定)

再非行（再犯）の防止対策（施策群）については、再非行（再犯）者を減少させるという当該施策群の共通的な目的に着目し、当該施策群の実施効果の実態（傾向）を表すのに最も近い指標として、刑法犯少年の再犯者数及び刑法犯少年全体に占める再犯者の割合である再犯者率を設定した。

(効果発現の状況)

再非行（再犯）の防止対策については、全国における指標の平成12年と17年の比較によると、刑法犯少年の再犯者数（人口比）及び刑法犯少年の再犯者率が、共に増加していることから、現時点において、地域によっては効果を発現しつつあると推測されるところもあるが、国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない。

(効果を発現させるための施策実施上の主な課題)

再非行（再犯）の防止対策については、

- ① 指標の前回処分状況等の比較において、審判不開始、不処分及び保護観察

終了者に対する立ち直り支援が必要であると考えられること（平成17年の刑法犯少年の前回処分状況の構成比は、審判不開始が約41%、不処分が約12%、保護観察終了者が10%で、これらの合計は60%を超えている。）

- ② 当省のアンケート調査結果において、実務者は、非行少年の立ち直りのために居場所づくり、就労支援等が重要であると認識している一方で、それらの対策があまり実現できていないと認識していること（非行少年の立ち直りのために行政が力を入れるべき対策として、非行少年の居場所づくりなどに取り組む体制づくり、就労支援や学業支援が重要とする者は、いずれも90%前後いるが、「よく出来ている」又は「大体出来ている」と回答した者は、いずれも10%未満）
- ③ 調査対象都道府県における立ち直り支援の状況に係る当省の調査結果において、平成12年から16年までの期間に審判不開始等の決定を受けた少年に対して立ち直り支援活動を行っている地域が多くないこと（調査対象26都道府県中9都道府県で実施）

などから、審判不開始・不処分となった非行少年や保護観察等が終了した者に対する学習、就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援を的確に行うことが、効果を発現させるための施策実施上の主な課題であると考えられる。

2 少年非行全体の問題の概括

(1) 一定の効果を発現していると推測できる状況にある施策群の特徴

一定の効果を発現していると推測できる状況にある2施策群（「いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策」及び「薬物乱用防止対策」）については、効果を発現していると推測できる状況にはない3施策群（「不良行為少年への対応」、「初発型非行の防止対策」及び「再非行（再犯）の防止対策」）と比較し、相対的に、いずれも施策の対象範囲が比較的明確であり、施策群別の主な施策は、スクールカウンセラー等によるいじめ相談への対応や学校における薬物乱用防止教室の開催など、個々の問題について個別に対応することで解決に導くとともに、施策群の目的に特化した対策を講じることで解決が可能なものと考えられる。

なお、更に効果を発現させるための施策実施上の主な課題として、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策については、それらが多発する中学校の段階、特に中学1年生になる段階における対応、全校的ないじめの把握、学校と家

庭・地域との連携の一層の推進が、薬物乱用防止対策については、増加傾向にある大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用防止がある。

(2) 効果を発現していると推測できる状況にはない施策群の特徴

ア 3施策群の特徴

国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない3施策群については、その対象範囲が広範であり、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策や薬物乱用防止対策と比較して、相対的に、個別対応や施策群の目的に特化した対策による解決が困難で、その解決に向けた対策が執りにくいものと考えられる。

イ 3施策群の横断的な分析結果

当該3施策群の効果発現（指標数値の減少）の関係をみると、「不良行為少年の減少及び非行化の防止」が達成されることで、「初発型非行少年の減少」にもつながり、また、刑法犯少年のうち最も検挙人員の多い「初発型非行少年の減少」が達成されることで、「再非行少年の減少」にもつながるなど、一つの施策群の効果が発現されることで、他の施策群へもその効果が影響することになると考えられる。

各施策群の効果の発現状況を総合的にみるため、調査対象26都道府県における施策群ごとに設定した各指標の平成12年から16年までの変動について、横断的に分析したところ、国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない「不良行為少年への対応」、「初発型非行の防止対策」及び「再非行（再犯）の防止対策」の3施策群における指標の減少が顕著な地域が3都道府県みられた。

具体的には、刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員は、全国で約7%増加しているのに対し、3都道府県では約14%から約34%減少、初発型非行少年の検挙人員は、全国で約22%増加しているのに対し、3都道府県では約4%から約33%減少、刑法犯少年の再犯者数は、全国で約19%増加しているのに対し、3都道府県では約8%から約18%減少している。

また、3都道府県における施策の取組状況をみると、3都道府県では共通して、①県の知事部局や警察が中心となり、国の地方支分部局を含む関係機関や地域との連携の下で、万引き防止対策や立ち直り支援を強化して実施している、②地域を指定し重点的な非行対策を実施しているなど、県単位での

総合的かつ集中的な取組を実施しており、このことが全体として非行少年を減少させている要因であることがうかがわれる。

3 少年の非行対策のフォローアップの実施状況

今後、少年の非行対策が全体として効果的に実施されるためには、前記1で施策群ごとに導出した効果を発現させるための課題への対応を進めるとともに、①個別施策やその固まりごとの目的・目標が明らかにされ、その目的・目標に照らして適切な関係指標が設定されること、②その関係指標の動向に基づいた定期的なフォローアップや見直しを実施されることが必要であると考えられる。

(6 施策群別のフォローアップの実施状況)

6 施策群別に、少年の非行対策について、関係5府省が自らの政策評価等の対象としている施策の単位とそれに含まれる個別施策の数や目的・目標の設定状況、その達成状況を測るための関係指標の設定状況及び関係指標によるフォローアップの実施状況をみると、

- ① 不良行為少年への対応については、関係府省において、i) 内閣府の「青少年健全育成に関する普及啓発」、ii) 警察庁の「少年非行防止総合対策の推進」等の五つの単位が設定されており、この単位において、少年の非行対策に係る個別施策33施策中、目的・目標が設定されているものは23施策であり、そのうち関係指標が設定されているものは19施策、その関係指標によりフォローアップが実施されているものは17施策となっている（全33施策の約52%）。
- ② いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策については、関係府省において、i) 警察庁の「少年非行防止総合対策の推進」、ii) 文部科学省の「児童生徒の問題行動等への適切な対応」の二つの単位が設定されており、この単位において、少年の非行対策に係る個別施策6 施策中、目的・目標が設定されているものは5 施策であり、これら5 施策では関係指標が設定され、その関係指標によりフォローアップが実施されている（全6 施策の約83%）。
- ③ 初発型非行の防止対策については、関係府省において、i) 警察庁の「少年非行防止総合対策の推進」、ii) 文部科学省の「青少年の健全育成」等の三つの単位が設定されており、この単位において、少年の非行対策に係る個別施策16施策中、目的・目標が設定されているものは10施策であり、そのうち関係指標が設定されているものは8 施策、その関係指標によりフォローアップが実施されているものは6 施策となっている（全16施策の約38%）。
- ④ 薬物乱用防止対策については、関係府省において、i) 文部科学省の「健やか

な体の育成」、ii) 厚生労働省の「国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること」等の四つの単位が設定されており、この単位において、少年の非行対策に係る個別施策9施策のすべてにおいて、目的・目標及び関係指標が設定され、その関係指標によりフォローアップが実施されている（全9施策の100%）。

⑤ 再非行（再犯）の防止対策については、関係府省において、i) 警察庁の「少年非行防止総合対策の推進」、ii) 法務省の「更生保護活動の推進」等の五つの単位が設定されており、この単位において、少年の非行対策に係る個別施策15施策中、目的・目標が設定されているものは12施策であり、これら12施策では関係指標が設定され、その関係指標によりフォローアップが実施されている（全15施策の80%）。

⑥ サポートチームによる連携については、関係府省において、i) 警察庁の「少年非行防止総合対策の推進」、ii) 文部科学省の「児童生徒の問題行動等への適切な対応」の二つの単位が設定されており、この単位において、少年の非行対策に係る個別施策8施策中、目的・目標が設定されているものは4施策であり、これら4施策では関係指標が設定され、その関係指標によりフォローアップが実施されている（全8施策の50%）。

以上のとおり、施策群別に、一定の単位でみると、フォローアップの実施率が100%の薬物乱用防止対策を除き、その実施率は、約4割から約8割となっており、全体的にみて、少年の非行対策が効果的に実施されるための取組において不十分な状況がみられる。

第3 評価の結果及び意見

1 評価の結果

少年の非行対策は、国の関係5府省、地方公共団体のほか、家庭、学校、地域社会、民間ボランティア等の関係主体が各々の役割等に応じ、相互に連携・協力しながら、全体として、総合的に推進することにより、少年の非行（再非行）の防止を図り、もって非行少年の減少という形で効果が発現されるものである。

少年の非行対策には家庭や地域社会の協力が必要であり、また、非行や問題行動につながりやすい情報のはん濫など少年の非行の誘因となるような社会経済環境がみられ、そのような中で、非行少年を減少させることは容易ではない。

しかし、地域によっては、政策の実施によって効果を発現していると推測できる状況にあるところもみられ、外部要因の影響にかかわらず、有効な少年の非行対策

の推進により非行少年を減少させることも可能であると考えられる。

このような中、本評価は、青少年育成施策大綱等の下で総合的かつ効果的に取り組むこととされている少年の非行対策について、関係行政機関の施策が総体としてのどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、政策全体を、施策の対象や目的に着目した施策の固まりとして、当省で次の6施策群に分けて評価を行ったものである。

- ① 不良行為少年への対応
- ② いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策
- ③ 初発型非行の防止対策
- ④ 薬物乱用防止対策
- ⑤ 再非行（再犯）の防止対策
- ⑥ サポートチームによる連携

本評価においては、①非行少年等の実人数を正確に把握することができないこと、②社会経済環境の変化などの外部要因の影響度合いを測定できないことなどの制約がある中で、把握可能で、非行少年の増減の傾向を示すものに最も近いと考えられる少年の検挙・補導人員（人口比）等を、政策効果を表す指標として設定し、評価を行った。ただし、サポートチームによる連携については、現時点では政策効果を表す指標を設定することができず、施策群全体としての効果を定量的に把握・分析することができなかった。

今回、少年の非行対策に関する政策効果の発現状況等を把握した結果は、次のとおりである。

- (1) 施策群の単位で見ると、国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはないものが3施策群（「不良行為少年への対応」、「初発型非行の防止対策」及び「再非行（再犯）の防止対策」）ある。これら3施策群いずれにおいても、指標の学職別等の比較、当省のアンケート調査結果、調査対象都道府県における非行対策の実施状況に係る当省の調査結果等からみて、効果を発現させるための施策実施上の課題がある。なお、不良行為少年への対応及び初発型非行の防止対策については、それぞれの指標である刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員及び初発型非行少年の検挙・補導人員が、いずれも平成16年、17年と連続して減少しており、今後の動向にもよるが、改善の兆しが表れていると推測できる状況となっている。

一方、国全体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にあるものが2施策群（「いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策」及び「薬物乱用防止対策」）ある。これら2施策群いずれにおいても、更に効果を発現させ

るための施策実施上の課題がある。特に、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策については、それぞれの指標であるいじめに起因する事件の検挙・補導人員及び校内暴力事件の検挙・補導人員が、いずれも平成16年、17年と連続して増加していることから、今後の動向に留意する必要がある、また、昨今の一連のいじめによる自殺事件等を踏まえると、いじめの問題への取組の一層の推進が強く求められる状況にあると考えられる。

- (2) 関係5府省において、個別施策の単位や個別施策から構成される評価等のための一定の単位でフォローアップが行われているものの、目的・目標や関係指標の設定、その関係指標によるフォローアップについては、フォローアップ実施率が100%の薬物乱用防止対策を除き、必ずしも高い実施率とはなっておらず、全体的なフォローアップとして不十分な状況がみられる。

2 意見

関係5府省においては、今後の少年の非行対策を実施するに当たり、青少年育成推進本部等の下、引き続き少年の非行対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、特に次の取組を推進する必要がある。

- (1) 国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない3施策群にあつては、特に次の課題への取組を強化すること。また、効果を上げている取組事例に関する情報提供などにより、地域の関係機関の連携の下、地域社会と一体となって総合的かつ集中的に施策が実施されるよう必要な支援を行うこと。

(課題)

- ① 不良行為少年への対応
 - ・ スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供など少年の居場所の確保
- ② 初発型非行の防止対策
 - ・ 初発型非行少年の多数を占める中学生、高校生のそれぞれの段階において、警察、店舗等の協力を得て、万引き等の初発型非行が犯罪であるとの認識を深めさせ、それらの行為を思いとどまるという規範意識を身に付けさせること。
 - ・ 店舗の防犯対策など万引き等をさせにくい環境づくり
- ③ 再非行（再犯）の防止対策
 - ・ 審判不開始・不処分となった非行少年や保護観察等が終了した者に対する学習、就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援

また、国全体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にある2施策群にあっては、更に効果を発現させる観点から、特に次の課題への取組を強化すること。

(課題)

- ① いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策
 - ・ 全校的ないじめの把握、学校と家庭・地域との連携の一層の推進
 - ・ いじめや暴力行為が多発する中学校の段階、特に中学1年生になる段階における対応
 - ② 薬物乱用防止対策
 - ・ 増加傾向にある大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用防止
- (2) 施策の目的・目標、その達成状況を測るための指標を整理した上で、個別施策や、施策の対象・目的に着目した施策の固まりごとに、関係指標の動向等に基づき、フォローアップを行うとともに定期的に見直すこと。